明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（八四）　五
○官報の発行に関する法律（八五）　四
○官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（八六）　七
〔府　令〕
○内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七七）　七
〔省　令〕
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五四）　六
○電気事業法施行規則及びガス事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五六）　三〇
〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務四一〇）　三
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同四一一）　三
○空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（総務・国土交通三）　三
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一八九二）　四
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一八九三）　五

本号で公布された法令のあらまし

◇大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（法律第八四号）（厚生労働省）

大麻取締法の一部改正関係

一　題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

二　総則

(一)　大麻草の栽培の規制に関する法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいうものとした。（第二条第一項関係）

(三)　「大麻」とは、大麻草（その種子及び成熟した茎を除く。）及びその製品（大麻草としての形状を有しないものを除く。）をいうものとした。（第二条第二項関係）

(四)　「大麻草採取栽培者」とは、３の(一)の都道府県知事の免許を受けて、種子又は繊維を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとした。（第二条第四項関係）

(五)　「大麻草研究栽培者」とは、４の(一)の厚生労働大臣の免許を受けて、大麻草を研究する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとした。（第二条第五項関係）

(六)　「大麻草栽培者」とは、大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいい、大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならないものとした。（第二条第三項及び第三条関係）

三　大麻草採取栽培者

(一)　大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）の免許（以下この３において「免許」という。）を受けなければならないものとした。（第五条第一項関係）

(二)　次のいずれかに該当する者には、免許を与えないものとした。（第五条第二項関係）

(1)　(一)により免許を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者

(2)　麻薬中毒者

(3)　禁錮以上の刑に処せられた者

(4)　未成年者

(5)　心身の故障により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(6)　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（(8)及び三の２の(一)において「暴力団員等」という。）

(7)　法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに(1)から(6)までのいずれかに該当する者があるもの

(8)　暴力団員等がその事業活動を支配する者

(三)　大麻草採取栽培者は、大麻草採取栽培者名簿の登録事項に変更を生じたときは、一五日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとした。（第六条第三項関係）

(四)　免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又は(二)により当該免許が取り消されたときは、一五日以内に、免許証を都道府県知事に返納しなければならないものとした。（第七条第五項関係）

(五)　免許の有効期間は、当該免許の日からその日の属する年の翌々年の一二月三一日までとすることとした。（第八条関係）

(六)　大麻草採取栽培者（免許の有効期間が満了した者を含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間における各年について、その翌年の一月三一日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならないものとした。（第九条関係）

(1)　大麻草の作付面積

(2)　当該年中に採取した大麻草の繊維の数量

(3)　当該年の初めに所持した大麻の品名及び数量